

みなさん知っていただきたい 大事な情報をまとめました



2021年3月以降も保険証で受診できます

マイナンバーカードの保険証利用とは、「マイナンバーカードが保険証の代わりとして使える」ということです。「保険証がなくなる」、「保険証が使えなくなる」、「マイナンバーカードじゃないと受診できない」ということはありません。

多くの医療機関がマイナンバーカード非対応 保険証なら100%対応!!

現在、約9割の医療機関がマイナンバーカードを読み込む「顔認証付きカードリーダー」の導入を見送っています(2020年11月8日時点)。よって、2021年3月以降、ほとんどの医療機関がマイナンバーカードに対応せず、保険証の提示を求められることになります。また、マイナンバーカードに対応している医療機関でも、保険証は引き続き使えます。

つまり、2021年3月以降も保険証はすべての保険医療機関で使えます。保険証で受診すれば何の問題もありません!

マイナンバーカードの作成は『任意』です

マイナンバーカードの作成・所持・利用は、義務ではなく『任意』です。選択権は国民・在留外国人にあります。

また、マイナンバーカードがなければできない行政手続きなどではなく、免許証やパスポートも身分証明書として使えます。必要性を感じないのに、無理に作る必要はありません。

すでにマイナンバーの漏洩は起きています

毎年多くのマイナンバー付き個人情報(特定個人情報)の漏洩が起きています。2019年は上半期だけで計137万人以上の漏洩が報告されました。

マイナンバーカードについても、他人の取得が3件、偽造カードによる口座開設が1件報道されています。横浜市では、交付前のマイナンバーカード78枚が盗まれる事件がありました。

↑
※漏洩事案の詳細は、「マイナンバー違反訴訟@神奈川」ブログの資料参照



私たち(神奈川県保険医協会)からのメッセージ

「医に関するか否かに関わらず、他人の生活についての秘密を遵守します」

これは、紀元前5世紀、医学の祖であるヒポクラテスの弟子たちによって編纂された『ヒポクラテス全集』のなかで、医師の職業倫理などについてまとめた宣誓文「ヒポクラテスの誓い」の一文です。

医療情報とは、患者さんにとって秘匿性の高い個人情報です。私たち医療従事者は、法律で課せられた守秘義務だけでなく、古くから継承されている倫理観をもって、カルテをはじめ患者さんの医療情報を管理・保護しています。

医療情報は、本人同意のもと、医療・医学の向上や患者さん(国民)の健康に寄与する使い方に限定すべき、と私たちは考えています。

しかし、マイナンバーカードやマイナンバー制度は、医療情報の漏洩や悪用、営利企業などによる医療情報の目的外利用、公的医療の給付抑制など、多くの危険をはらんでいます。

マイナンバーカードを作るかどうか、選択権は国民・在留外国人にあります。まずは正しい情報、大事な情報を知り、マイナンバーカードやマイナンバー制度を理解することが大切です。

そのうえで、自分の生活にとって必要なものなのか、十分に検討してから判断しましょう。

神奈川県保険医協会

横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TEL 045-313-2111 FAX 045-313-2113
ホームページ <http://www.iiyou.com/>



重要なお知らせです



マイナンバーカードがなくても 医療は受けられます

2021年3月以降も

これまで通り
保険証を持参してください

ご存じですか?

- 「マイナンバーカードじゃなければ医療機関を受診できない」、「保険証がなくなる」ということはありません。
- マイナンバーカードの作成・所持は、義務ではなく、個人の『任意』です。
- マイナンバーカードやマイナンバー制度は、個人情報の漏洩や悪用の不安があります。

制作・発行

神奈川県保険医協会

制作:2020年11月

マイナンバーカードが保険証として使える… その何が便利なの？

「2021年3月（予定）から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります」



政府はさかんに宣伝していますが、一体何が便利になるのでしょうか？

政府が宣伝する主なメリット

- ① 就職・転職・引越しをしても保険証としてずっと使える
- ② 正確な投薬情報を医師と共有できる
- ③ 自分の健診情報などが見られる

①はそれほど魅力を感じませんし、②③は今でも「お薬手帳」や「健診結果通知」があるので、目新しさを感じません。

これらの情報がパソコンやスマホなどから、いつでも、どこでも、オンラインで見られる、というのがウリなのでしょうが…。

医療をダシに使ったマイナンバーカード普及策

政府の国民向けの広報・宣伝は「マイナンバーカードは便利です！」の一点張りで、具体的な内容やメリットはほとんど伝わってきません。

これでは十分な検討ができず、「どうも将来必要になるらしい」、「職場で作るよう勧められたから」など、なんとなく、漠然とした理由でマイナンバーカードを作ることになるでしょう。なかには、「マイナンバーカードじゃないと医療が受けられない」と誤解し、慌ててカードを申請する人も出てくるでしょう。

保険証として利用できる…。医療をダシに使い、マイナンバーカードの普及を狙おうとする政府のやり方に、私たちは憤りを覚えます。



コンピューターを使えない人は置き去りに

マイナンバーカードの保険証利用をはじめ、政府が進める『デジタル改革』は、すべての国民がパソコンやスマホなどを持ち、ある程度の知識や技術が身についていることを前提としたような内容です。

「コンピューターに不慣れ」、「パソコンやスマートフォンを持っていない」など、いわゆるIT弱者を置き去りにし、切り捨てるような政策だと言わざるを得ません。



あんなトラブル、こんなストレス 医療機関も不安がいっぱい…

実は

POINT!

マイナンバーカードの保険証利用に関して、医療機関も以下のような不安を抱えています。
現時点では、多くの医療機関がシステムの導入を見送っています（2020年11月8日時点）。



マイナンバーカードを失くした

マイナンバーカード（電子証明書）は、様々な個人情報へアクセスするためのカギとなります。また、カードの裏面には12桁の個人番号（マイナンバー）が記載されています。

これを失くしてしまい、悪意のある人の手に渡ったら、他の身分証を失くす以上に大変な被害が生じる可能性があります。

現時点でのマイナンバーカードの用途は、一部の行政手続きやコンビニでの住民票発行など、それほど多くありません。

しかし保険証利用が始まると、マイナンバーカードが一番多く使われる場所は医療機関になります。必然的に、医療機関で落とす、失くす確率が高くなります。

ある患者さん（Aさんとします）がマイナンバーカードを失くしてしまった場合、真っ先に「医療機関で落としたのかも」と見当を付けるでしょう。

Aさんから連絡を受けた医療機関の職員は、院内を限なく探すことになります。その労力は相当なものですし、Aさんが別の場所で見つけて徒労に終わるかもしれません。

それでも見つからず、Aさんの個人情報の漏洩や悪用など最悪のケースが生じた場合、医療機関はAさんから疑いをかけられるかもしれません。

信頼関係が壊れることは、患者さんにとっても、私たち医療従事者にとっても一番悲しいことです。



マイナンバーカードが読み込めない

マイナンバーカードは、発行されたままの状態では、保険証として利用することはできません。

患者さんご自身が、『マイナポータル』というアプリから、事前に保険証利用の登録を行なう必要があります。これが結構複雑で、手間も時間もかかります。

このことを知らずに、未登録のマイナンバーカードを持って受診しても、医療機関のカードリーダーは読み込めません。この場合、患者さんは医療機関で保険証利用の登録を行うことになります。そうしなければ、医療機関は患者さんの保険資格が確認できず、治療費を全額支払っていただくことになります。

前述の通り、保険証利用の事前登録は複雑で、手間も時間もかかります。コンピューターに不慣れな方は、独力で登録することは困難です。

この場合、医療機関の職員が登録のお手伝いすることになるでしょう。その間、他の患者さんをお待たせすることになります。なにより、患者さんのマイナポータル（=個人情報）を見ながらの作業は、プライバシーに配慮しなければならず、相当なストレスがかかります。



この他、「マイナンバーカードが上手く読み込めない」、「顔認証ができない」など、職員はシステムトラブルのたびに対応しなければなりません。他の患者さんを待たせるばかりか、診療が円滑に回らなくなる可能性もあります。